

発達障害の視点から見た非行少年の自立支援に関する研究

—児童自立支援施設・少年院・自立援助ホーム等の調査を中心に—

研究代表者 高橋 智（発達支援講座）

1. 問題の所在

近年、ひきこもり・不登校などの不適応や虐待、触法行為と発達障害との関係について、児童養護施設・児童自立支援施設や少年鑑別所・少年院等においても注目されてきている。発達障害児の不適応に関して行った高橋・生方（2009）の調査では、日常生活における不適応として「時計を読むのが苦手なために時間を守れない、うまく行動できない」、「ゲームや競争などでは一番にならないとどうしても我慢できない」、「相手の気持ちや状況を読み取るのがとても苦手であるため、周囲とのトラブルが起きることがある」、「説明を聞くだけでは理解することが困難であるため、何度も聞き返す」、「自分の興味、関心がある話題であると思わず話しすぎてしまう。」「優先順位を付けるのがとても苦手」等が比較的高い割合で回答されており、それらは発達障害への無理解や不適切な対応の結果として表れている可能性も否定できない。

楠(2009)は発達障害児の多くが、その発達特性である感覚過敏や同時処理の困難、相手の思いや感情を適切に読み取れない「心の理論問題」やタイムスリップ現象などから学校生活を送る上で様々な困難を抱えているとし、対人関係において「敵か味方か」といった二分法的にとらえてしまうことから自己否定の感情に襲われたり、他者攻撃に向かってしまうこともあると述べている。しかし同時に、彼らはこのような感覚過敏の問題による生き辛さや困難を抱えていながらそれらの不安やつらさを周りにうまく伝えられず、周囲に理解してもらえていない現状を指摘している。また、不適応行動が時に非行や犯罪行為として表れること場合も考えられる。

児童福祉施設においては、2009年の厚生労働省調査結果では児童自立支援施設入所児童の中に ADHD 等の発達障害の診断のある児童が増加していることが示された。児童福祉施設の一つである児童養護施設では、横谷・田部・内藤・高橋（2012）の調査結果から、診断・判定のない子どもや被虐待の影響から発達障害的な特徴を示す子どもが多いことや、具体的な困難として、感覚過敏からくるトラブルや特に異性関係も含めた対人関係面での不適応の実態が明らかにされている。

児童自立支援施設は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境そ

の他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする（児童福祉法 第 44 条）」施設として設置されている。そこでは非行少年とされる「犯罪少年」「触法少年」「虞犯少年」のうち、特に虞犯少年が家庭裁判所の送致によって入所している。児童自立支援施設においても、発達障害の特性から集団で動けない等、集団指導における困難と個別指導のバランスが課題とされている。

また 2006 年に厚生労働省から出された報告書では虐待児や発達障害児に対して個々のニーズに応じた支援・指導の必要性が述べられた。また、児童自立得支援施設は 1998 年の児童福祉法改正により入所児への学校教育の実施が制度化された。学校教育導入すなわち分校・分教室の併設に伴い、児童自立支援施設と分校・分教室の「一体的かつ総合的」な連携が求められることとなった。児童自立支援施設および分校・分教室において発達障害児への集団指導内での対応の困難や支援方法に注目がされてきているものの、具体的な内容について多くは明らかにされていない。

総務省が 2005 年に行った調査では、最近の非行少年の特徴として、感情のコントロールができないですぐにキレる、忍耐力がなく我慢ができない、相手の立場や気持ちを理解しない等が上位に挙げられている。平成 23 年版の犯罪白書では近年の少年非行の傾向として、校内暴力事件数が増加傾向であることが示されている。

少年非行と発達障害問題については、藤川（2009）が、発達障害と少年非行について障害特性が関わる非行要因として「対人接近型」「実験型」「パニック型」「清算型」「本来型」を挙げている。発達障害が直接の原因になるわけではないものの、発達障害の無理解・誤解・放置、いじめ等の不適応な対応の結果として非行・触法行為・犯罪行為につながっている可能性を十分に考慮する必要がある。（高橋・生方：2008、横谷・田部・内藤・高橋：2012、高橋・内藤・田部：2012）。

少年院等の矯正教育施設においても、処遇がスムーズに入っていない点や、コミュニケーションや注意の切り替えに困難を抱える少年が多いことが明らかとなってきている。

発達障害は精神障害に含まれており、その具体的な人数や全体の収容人数における割合は正確に出されていないため、少年院での発達障害等の正確な数値は明らかでないものの、医療少年院のみならず一般の少年院においても「処遇困難な少年」の存在が注目されてきている。初等少年院での事例では絶えず体を動かしていることや忘れ物の多さ、頻繁に手を洗うなどの神経症的行動特徴から対人関係がうまくいかずトラブルが絶えないことが挙げられている（金子：2006）。これらのことから、矯正教育の現場において再非行防止の観点として非行少年のコミュニケーション能力や自己表現力を身につけさせることに力点を置く必要があると考えられている。

児童自立支援施設や矯正教育施設に入所する少年はいずれ社会に出て行き、そこでの適応が求められる。非行全般の傾向として、再非行少年の人員は平成 16 年から 22 年まで毎年減少しているものの、再非行少年率は毎年上昇を続けており、一般刑法犯の大半を占める窃盗でも同様の傾向が挙げられた（平成 23 年版犯罪白書）。少年院等

を出て社会に戻った後うまく適応できていない理由としては、「学業や仕事を続けられない・仕事が見つからない（31.3%）こと等が挙げられており、このことから、自立援助ホーム等の整備と並行して矯正施設等での教育・支援のより一層の充実が必要と言える。

児童自立生活援助事業の一つとして自立援助ホームが設置されている。自立援助ホームでは何らかの理由により家庭にいられない、あるいは児童福祉施設や矯正教育施設を退所した15歳から20歳までの青少年に対してホームでの生活を通して彼らの自立を援助している。彼らの多くは、各施設退所時期頃から思春期や青年期にさしかかる。入所する少年の中には軽度の知的障害や発達障害を有する少年も居るが、アイデンティティや社会的意識が発達するとされている青年期は、発達障害を有する子どもにとっても多様な困難や課題が出てくる時期であり、発達障害者の思春期・青年期の課題のエッセンスとして「自我のたしかさ」「自己肯定感」「心のチャンネルを合わせること」が指摘されている（橋本：2011）。彼らの抱える困難について、発達障害電話相談窓口においては、障害理解や問題行動などが相談内容として報告されている（田口ほか：2011）。

就職先を見つける際や社会適応において様々な困難やニーズを抱えている。近年は自立援助ホームと特別支援学校の連携が先行研究で挙げられているように（石山：2007、田中ほか：2006）、自立援助ホーム入居の軽度の知的障害や発達障害を有する少年に対して、特別支援学校と連携を図りながら自立への支援が行われている。

適切な教育指導や支援がないために「誤学習」をしてしまっている少年には、一つひとつ具体的な支援が必要とされ、彼らの自立や社会参加に向けて児童自立支援施設や少年院等の矯正施設においてもコミュニケーションスキルの獲得に向けた指導などが一部で行われてきているものの、各施設における少年の抱える困難や支援の実態は十分には明らかにされていない。また彼らが児童自立支援施設や矯正教育施設を出た後、社会参加や自立に向けて抱える困難や移行支援の現状もなお不明であるといえる。

2. 研究の目的と方法

本研究では、全国自立援助ホームの職員の調査を通して、発達障害を有する子どもが青年期に抱える困難の実態や社会的自立に向けた支援課題を明らかにすることを目的とする。調査方法は、全国83施設の自立援助ホームに面接法調査の依頼を行い、協力を得られた自立援助ホームにて調査を実施した。調査内容は「日常生活における困難および支援・指導」「対人関係に関する困難や支援」「進学、就職等自立に向けての支援や課題」「他機関との連携」を設定し、調査期間は2012年7月～12月である。

3. 調査の結果

40か所の自立援助ホームから回答が得られた。回答者は自立援助ホーム長33名、その他(児童指導員等)21名の計54名である。調査を行った自立援助ホームの調査時の入

所者数は 204 名であり、平均入所期間は約 1 年 2 か月であった。2011 年の入所者のうち、発達障害(軽度知的障害を含む)の診断を受けている入所者数は 50 名であり、回答された障害種の内訳は軽度知的障害 26 名、ADHD6 名、広汎性発達障害 6 名、アスペルガー障害 5 名、その他 3 名である。入所者数と障害の診断がある入所者の時期が異なる場合があるため多少の誤差があるが、発達障害等の診断を受けている入所者の割合は 24.5%である。

発達障害の疑いがある入所者も含めて、彼らの自立援助ホーム入所以前の生活の場としては、児童養護施設、一般家庭、児童自立支援施設の順で挙げられ、少年矯正教育施設からの入所者が今回の調査対象に該当するケースが 4 施設あった。また義務教育段階では通常学級に在籍していたケースが最も多く、27 施設から回答された。

(1)生活面における困難と支援

生活面における困難では、主に「生活習慣の獲得」「感覚統合処理」「独特のこだわり」「認知・理解力」「不注意・注意転動」「その時の欲求で動く」「不安感・不満感」「学習・経験不足、方法の未習得」に関する困難が挙げられた(表1)。

具体的な困難では、特に整理整頓について基本的な生活スキル自体はあるものの、児童養護施設や児童自立支援施設において細かく決められた日課などのいわゆる「枠」のなかでやってきたことが、自立援助ホームではそのような「枠」が無いためにどうしてよいかわからず動けない様子が回答された。

これまでの生活環境(ネグレクト、ホームレス等)に加え、感覚過敏・鈍麻の影響による衛生面への無頓着さも挙げられた。また自立援助ホームでは平均 6 名の入所者が共同生活を行っているが、本人の「こだわり」によって、集団生活に求められる行動がうまくとれず、困難として生じていることが回答された。周囲へ意識が向きにくいことや不注意から、整理整頓の苦手さや失くし物の多さも挙げられている。さらには、これまでに受けた虐待やいじめ等の記憶のフラッシュバックによる精神的不安定さを抱えている入所者もあり、こうした場合は生活習慣の改善支援や就職活動支援の手前で困難が生じているという実態も明らかとなった。

言語理解や聴覚情報をうまく処理することができないため、職員からの指示やアドバイスをうまく行動に移すことが出来ないということも回答された。このような場合、例えば一人での買い物場面において値札が読めない、服や靴のサイズがわからない、店員に聞くことができないなど、社会的な生活経験の不足だけでなく知的能力や言語理解力の低さに起因する様々な困難が予想される。

また非行に関する内容では、「誤学習」「後先考えずの行動」「対応方法の未習得」に関する困難が挙げられた。厳しい制限などが無い場合、深夜徘徊などの問題も回答された。非行内容としては万引きが 12 ホームで回答されたが、万引きなどの行為については悪気なくやっている入所者が多いと回答される一方で、そのような行為によって威勢を張っている可能性を指摘する回答もあった。発達障害と非行についていくつかのホームからは、「障害と家庭環境などの相関関係が非行に繋がった」、「知的能力との関係で、解決する力がなく非行に走りがち」「本人が気付かないうちに加害者側へ巻き

込まれている」「衝動性が非行につながってしまうのではないか」「これまで大人が指摘してこなかったことで誤学習している」といった職員の認識や意見が挙げられた。

表1 生活面における困難

タイトル	回答内容	施設数
生活習慣の獲得	朝起きてこない(睡眠のリズムが作れない)	5
	布団の上げ下げが出来ない	2
	食事の最低限のマナーが身につけていない、教わっていない	1
	これまで施設職員にやってもらっていたのでやらなくても済んでいた。習慣になっていない。	1
感覚統合処理	音に過敏	5
	臭いにすごく敏感	4
	偏食がある	2
	極端に刺激のある食べ物を好む	1
	光に対して過敏	1
	温度調節、体温調節が苦手な子が多い	1
独特のこだわり	こだわりからやるべき行動がとれない、切り替えられない	11
	何か行動する時に独特なこだわりがある(書き方、服装など)	6
	本人の決めたルールから抜け出せない	3
	体臭が落ちることに不安を感じ、入浴や洗剤の使用が出来ない	1
	自分のものを少しでも動かされると勢いよく怒る	1
	きれいにしておくことに固執し、職員などにもそれを強要していた	1
	同じ洋服を何日も着ている	1
認知・理解力	衛生面に無頓着(お風呂に入らない、何日も同じ服を着ている等)	13
	集団の中で皆と同じように動けない	12
	言語理解が低く、伝える能力も低い	12
	具体的な指示でないと動けない	12
	活動を順序立てて行うことが難しい	5
	人のものを勝手に使ってしまう、食べてしまう	4
	聴覚情報だとわからないことがある	2
	自分の好きな食べ物だけを好きなだけ食べてしまう(他の人のことを考えずに山盛りとって食べたり)	2
	支度に時間がかかる	2
	ミスを受け入れられず、損したとしか思っていない	1
	何回もやらないとできない	1
	遠回しな言い方だと通じない、理解できない	1
	困っているが、その理由を本人がわかっていない	1
不注意・注意転動	整理整頓ができない	25
	洗濯物をきちんと干すことが出来ない(洗濯機を回してそのままが多い。干しても2, 3枚でどこかにいってしまう)	9
	不注意でなくし物をすることが多い	9
	非所に落ち着きが無い	2
	同じことを何度注意されてもできない	2
その時の欲求で動く	施設等でやってきたのでやればできるのだが、やろうとしない	7
	順番を待つことができない	5
	門限が守れない、無断外泊をする	4
	面倒臭がって洗濯や片づけをしない	2
	興味のないことを極端に嫌がる、逃げてしまう	2
	頭ではホームできちんと生活をしたほうが良いことをわかっているが、誘いにのって外に行ってしまう	1
不安感・不満感	部屋に閉じこもって出てこない	1
	分からない事での不安が強くて一人でホームの外に出られない	1

	物を置いておかないと落ち着かない	1
学習・経験不足、方法の未習得	方法が分からなくて片付けられない	6
	自分で買い物ができない	2
	清潔の心地よさを知らず、やろうとしなかった	2
	職員がやるものと思っている	2
	枠がないことでわがままがしやすい	2
	布団で寝ることができない	1
非行		
誤学習	これまでそれが通用してきてしまったことで、万引きなども「見つからなければやったことにならない」という認識がある	2
	これまでの手口を周りに教えたり、周りを非行へ巻き込んでしまう	1
後先考えずの行動	万引きをする	12
	非行内容に対する反省の言葉や態度が見られない	4
対応方法の未習得	ホームを出たくてわざと悪いことをする	1
	生きる手段としてやっていたことがある	1
	断ったら嫌われると不安になり、悪いことはわかっているが友人と共に非行をする	1

自立援助ホームでは自立に向けた準備の一つとして貯金を重視しているところが多い。金銭管理については、「管理以前の段階」「金銭感覚」「動機付け」「先を見通す」「理解力・学力」「周囲の影響」「把握不足」に関係する現状が明らかとなった。管理以前の段階としては、「生活面」における困難で先述したように、精神的な不安定さや二次的的症状、生活習慣が獲得できていないことから就職できず安定収入がない場合や、アルバイトであっても職種や勤務時間が限られてしまうことで、寮費等の必要経費を払うと手元にはほとんど残っていないというケースも回答された。また、貯蓄や金銭管理については本人に任せていることで職員が把握していないホーム(3 ホーム)も見られた。

具体的には、先の見通しをもつことの苦手さも影響して欲求のままに、後先考えずに使ってしまうことが特徴として挙げられた(表2)。このことは、ホームを出た後の生活や目標がイメージできないことで、貯金などの具体的な行動へと結びつきにくいと考えられる。また、これまで自分でお金を管理することや買い物に行く経験の少なさ等が影響して金銭感覚にズレが見られることや、知的能力の低さも影響して一人で買い物ができないなどの現状が明らかとなった。自立援助ホーム退所後の生活を考えると金銭管理に関する意識と方法を身につける必要があるといえる。

一方で、お金があることで優越感に浸り、相手に認めてもらいたいという気持ちから限度額以上に他人にふるまおうとする様子も回答された。また、金銭管理を身につける以前の問題として、そもそもお小遣い分に余裕を持って使えるほど収入がないという現状もあり、ホームの利用費を払うので精一杯で自立に向けた貯金ができないことも回答された。

金銭は自立援助ホーム退所後の自立生活に不可欠であるものの、管理の方法や見通しの持ち方が身につけていないことから、対象者本人も退所後の金銭管理について不安を持っていることも挙げられた。

表2 金銭管理に関する困難

タイトル	回答内容	施設数
管理以前の段階	自由に使えるほど稼げていない、収入自体が少ない	4
	そもそも働けていない	1
金銭感覚	金銭感覚や考え方が一般的とは考えられない	5
	人に頼まれて貸してしまう	4
動機付け	自分で稼いだお金を全部自由に使えないということで反発や文句に繋がる	3
	寮費を払わない	1
	お金を貯めなければならない意味が理解できない	1
先を見通す	後先考えずに使ってしまう	25
	金銭管理は一人ではできない	4
	計画をたてさせてもそのとおりにできない	1
理解力・学力	お小遣い帳がつけられない	1
周囲の影響	所持金がほぼ無いのに人におごろうとしてしまう、電車に乗る	2
	家族にお金を持っていかれてしまう	1
	他人に貢いでしまう	1
把握不足	本人に任せているので、金銭の管理についてホーム側が詳しく把握できていない	3
	保護者や他人からお金や物を受け取っているので好きなだけ使ってしまう	2

これらの困難に対して、共同生活ではあるものの、職員が一人ひとりの状況に合わせた個別対応をしており、そのことで比較的落ち着いた生活が行われていた。支援内容については「本人を受け止める」「本人の特性に合わせた方法」「具体的に示す」「習慣化させる」「トラブル予防、制限」に分類される支援が行われていた(表3)。

具体的には、生活習慣については具体的な説明や視覚的に見通しを持たせることを行いながら、繰り返し声掛けを行うことでより多くの経験をさせ、生活習慣の獲得に繋げていた。また、職員と一緒に作業等を行うことでよりわかりやすい見本や説明となることを心がけているケースも回答された。

非行等への振り返りについては、「関係機関との共同」「背景要因も含めた振り返り」「具体的に示す」といった方法で行っており、日常生活を通して彼らの生き立ち等も含めた振り返りが行われていた。また、いくつかのホームでは警察等との連携を図りながら、非行内容がどのような結果に至るのかについて敢えて体験することで本人の理解を促す方法も取られていた。

表3 日常生活における困難への支援

タイトル	回答内容	施設数
本人を受け止める	本人のこだわりにある程度合わせる(認めて工夫した対応をする)	7
	できている部分を褒める、伸ばす	3
	ひたすら見守る、待つ姿勢を職員が示す	1
	いわゆる一般常識に職員がとらわれすぎないように心がける	1
	周囲への説明、理解を求める	1
本人の特性に合わせた方法	本人のレベルに合わせた話し方や単語で説明している	6
	書いて説明している(文字、図)	5
	お願いだと単なる「奨励」だと思って実行してもらえないので、敢えて全体の「ルール」にすることで本人にも実行してもらう	4
	その行動が相手にどう見られているかを伝える	4

	本人の性格や負担を考え、敢えて関わりを少なくして最低限のチェックだけを行う	1
	少しずつ課題に取り組み時間を長くしていく	1
	どうにかその行動ができるように様々な方法を試す	1
	その子の想いを表出できるように働きかける	1
具体的に示す	職員と一緒にやっている	8
	目標について、まず何をしなければいけないのかを具体的に図に書くなどしている	3
	具体的な場面で一つ一つ教えていく	3
	テレビやドラマの映像を見ながら一般的なルール等について説明している	1
	支援計画を作成している	1
	取り組む時間などを具体的に示す	1
	退所後の生活と結びつけながら説明して、できるだけ自分から動くように促す	1
	日記などを使いながら振り返りを行っている	1
	自立への計画を3カ月ごとに本人と見直している	1
習慣化させる	しつこいくらいに繰り返し声かけをする	11
	繰り返し、いろいろと経験させる	4
	週に一度定期的に掃除の時間を設ける	2
トラブル予防、制限	携帯を持たせないようにする	3
	前回失敗したことを事前に話す	1
	貸し出している携帯電話のインターネットにフィルターをかけている	1
	早い段階で職員が介入する(散らかりが少ない段階など)	1
非行等への振り返り		
関係機関との共同	警察と連携をとりながら、場合によっては罪を償うという経験をさせる	6
	関係機関と相談している	1
背景要因も含めた振り返り	日々の生活の中で行う	2
	日記などを使いながら振り返りを行う	2
	生い立ちの整理を行う	1
具体的に示す	具体的な非行内容について一緒に振り返りを行う	3
	犯罪が何故悪いのかについて丁寧に説明した	1
	ルールを守るように指導する	1
	代替法の提示をする	1

金銭管理については本人と相談しながら、職員が管理することでより確実に貯金を増やしていく取り組みが行われていた(表4)。本人とともに管理の練習をしていく過程では、出納帳をつけることで本人もより具体的な金額を把握・見通しをもつことができるような工夫が行われていた。また、本人の状況に合わせて、お小遣いを分割で渡すなど個人に合わせた方法も行われた他、退所後を見通して、徐々に一人で管理する金額を増やしていく方法を取ることで、段階的に管理方法を身につけていけるような取り組みが行われていた。

表4 金銭管理への支援

タイトル	回答内容	施設数
本人の特性に合わせた方法	数日分ごとに分けてお小遣いを渡している	3
	ルールを守ることでポイントを溜めて行き、ポイントの量によってお小遣いの金額が変動するようにした	1

段階的な金銭管理の練習	段々と本人が管理する金額を増やしていきながら練習している	3
	具体的な経験を通して、感覚のずれを修正することから始める	2
	携帯電話などをキーパーツとして本人との話や調整を試みた	1
具体的に示す	ノートやプリントを使いながら練習している	4
	出た後の生活を想定したモデルを示すなどしている	4
	お小遣い帳の使用を検討している、勧めている	1
ホームでの管理	通帳などや一部のお金を職員が管理している	14
	職員と一緒に計画、管理の練習を行う	12
	現在は職員が管理していないが、諸金が管理する必要性を感じている	2
	本人の希望があれば預かる	2

(2)対人面における困難と支援

対人面ではその背景要因なども影響が大きく、はっきりとした分類は難しいが、「認知・言語理解力」「表現できない不全・不満感」「防衛的反応」「集団でのやり取り」「適切な方法の未習得」「不安定さ・衝動性」「注意の転動」「相手を頼る方法の未習得」「特定のこだわり」等に関する困難が回答された。

共同生活であることから、最低限として食事は共にするホームも多いが、そこでのかかわりの中で自己中心的なものの考えや行動に周りの入所者が一步引いてしまうことで周囲から浮いてしまう状況が明らかとなった(表5)。また、周囲への意識が向きにくいことや表情を読み取ることの苦手さによって周りから浮いてしまう一方で、本人は悪気がないものの、他者との関わり方・方法に関する誤学習により不適切な関わり方でしか関係を築けないのではということも回答された。集団の中で特に、知的障害のある子がからかいやいじめの対象になりやすいことも回答された。

今回の回答では、適切な物理的な距離が取れないケースが高い割合(26 ホーム)で回答されたが、その背景や理由については、認知の問題に加えて愛着の問題が挙げられた。愛着形成の問題は、自分の存在に対する否定的な考え方や、その反動で他人に対して非常に攻撃的になること、過剰に被害的、差別的に捉えるといったことにも影響している。

このように入所者同士によるトラブルが起こりやすいということが指摘できるが、一方で同年代との関係構築が難しい入所者であっても、高齢者とは適切な関係が築けていることがあるといった回答もなされた。

暴言や暴力に関しては、自分の感情を言葉で表現できない不全感や葛藤が暴言や暴力へと繋がっていること、あるいは幼児期に学んだ行動(誤学習)を修正できないまま、暴力を解決する方法と思っているという回答も挙げられた。

次に、ホーム内外問わず、異性関係や性非行の問題への対応が各ホームから挙げられた。特に、「女子の方が依存心が強い傾向にある」という回答があり、男性依存によって生活リズムや就労に影響することがあるとされ、合わせて、援助交際や性に関するトラブルが起こりやすいことが明らかとなった。その他具体的には、衝動的に行動してしまうことや自己肯定感の低さが関係して異性とのトラブルに繋がっていることが挙げられた。これらは相手との距離がうまく測れないことに加え、性への興味関心や誤学習によるものだけでなく虐待による影響(異性に近づけない)や愛着形成の段階

での影響を受けていることが予想される。また、これまで叱責や排除される経験を多く受けてきた彼らが、唯一自分が認められる手段と考えて援助交際などに至ることも少なくない。

表5 対人面における困難

タイトル	回答内容	施設数
認知・言語理解力	相手との適切な物理的距離が取れない	26
	自己中心的、相手の気持ちが考えられない	16
	相手の言動(言葉の意味)が理解できない	15
	言葉で説明することが難しい	14
	周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言う	11
	情緒的な面での訴えが響かない	9
	含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受けとめてしまうことがある	6
	相手の状況にかまわず居座ってしまう	2
	言葉数が少なく、端的な単語すぎて相手に伝わらない	2
	これまでの家庭環境も影響しているが、職員が心配して言っているのか、単純に怒られているのかが分からない	2
	歪んだ認知の仕方が加わって解釈していた	2
	指導が入らない	2
遠まわしな言い方だと伝わらない	1	
表現できない不全・不満感	言葉で表現できないことで手が出ることもある	3
	だいたい前のことをいつまでもひきずり、それが突然爆発する	2
	イライラしているのを表情に出すものの、その理由を説明できないことで雰囲気が悪くなり周りトラブルになる	2
	無言で居なくなってしまう	1
防衛的反応	過剰に被害的・差別的に受け取る	18
	注意等に対して暴言を吐く	11
	注意・否定されることに対してすごく敏感に反応して暴れる	3
	年下に対していたづらをする	2
	自分が「被害者」でないと不安になってしまう	1
	他人のせいにする	1
	表面上は礼儀正しく見えるが、内面を出せない	1
	疑心暗鬼、開き直りがある	1
集団でのやり取り	集団のなかに入っていけない	12
	周りの寮生が引いてしまっていて本人が浮いてしまう	11
	他の入所者からのいじめやからかいの対象になりやすい	6
	自分の話ばかりで相手の話を聞かないのでやりとりができない	2
	自分から寮生に近づくことが出来ない	2
	相手がほかの人とつながりができることを以上に嫌がる	1
	他者に対して無関心	1
	他の子が話していても職員に話しかける	1
適切な方法の未習得	威圧的な態度や挑発・ちょっかい等、不適切な方法で関係を持つとする	15
	パニックになって暴れる	8
	自分の中に溜め込んでしまう	2
	職員が大事な話をしているもだまってしまい返答が無い	1
	断れないストレスを抱えている	1
不安定さ・衝動性	ささいなことでカッとなってしまう	18
	些細なことでカッとなってしまう	7
	感情の起伏が激しい	3
	思い通りにいかないと暴れたり物を壊す	2
	キレるポイントがずれている	2

	ものすごく気分が左右される、気分屋	1
	人目をはばからず感情をあらわにする	1
注意の転動	泣いていたと思うと次の瞬間には別のことを話している	1
	反省の言葉は口にするが、すぐに忘れて何度も同じことをする	1
相手を頼る方法の未習得	わからない時に相手や職員に聞けない	10
	友人関係を築くという経験がないことでうまくわからない	1
	知ったかぶりをしてしまう	1
特定のこだわり	「誰が何を言った」という細かいポイントでトラブルになる	8
	特定の人に執着する	6
	勝つことに異常にこだわり、そのためなら手段を選ばなかった	1
異性関係		
後先考えずに行動してしまう	特定の人や物に執着して行動する	13
	異性に対して衝動的に行動してしまう	7
	ホームの中に異性を連れ込んでしまう	3
	仕事や収入も安定していない、未成年であるが相手を妊娠させてしまう	2
	先の予想ができないことで直前までついて行ってしまう	1
不安感、自己肯定感の低さ	自分を傷つけるような行為、行動や被害を受け入れてしまう	4
	自分をもののように扱う、	1
居場所を求める	援助交際の問題	10
	援助交際などに対して、「自分にはそれしかできない」、そこが居場所だと思っている	3
	ホームの外で自分に尽くしてくれる異性をすぐに捕まえようとする	2
	優しくしてくれる異性に簡単に惹かれてついて行ってしまう	2
	自分を認めてくれると思って受け入れてしまう	2
	彼氏なのか援助交際なのか見分けがつかない交際がみられる	2
愛着形成の未発達	異性の職員に対してべったりくっつく	1
	すごく年上の相手を求める。擬似家族を体験しているのかも	1
	極端・過度な愛情表現がないと安心できない(相手が死んでしまうほど自分に尽くしてくれないと嫌、等)	1
認知・認識	相手の気持ちを良いように思い込み、ストーカーみたいになっていた	3
	お金が得られるという理由で援助交際などをしていた	1
	虐待の影響からか、異性と話せない・苦手	1
	知的レベルの影響もあり、たとえばアイス一つで行為を受け入れてしまう	1
誤学習	異性に対して歪んだ認識や知識、思い込みがあり、その思い込みのままに行動してしまう	2

対人面における困難に対して各自立援助ホームでは、「本人の特性に合わせた指導」「具体的に示す」「不安・不満感の軽減」「集団とのかかわり」「関係機関との共同」「適度な距離」に関する支援が行われていた(表6)。きちんと本人の声を聞く姿勢を示すことや、本人の認識の仕方を理解するような取り組み、誤学習について一つひとつ具体的な代替法の提案を行うなど、具体的な対応方法を伝えていた。適度な距離感を保ちながら、時には周囲の理解や支援を促すことで入所者同士のやりとりを通して本人の居場所をつくっていることも挙げられた。中には、トラブルなどについて図を使いながら具体的に分析、説明しているホームもあった。

異性関係については自立援助ホームにおいてはそれらの背景を十分に考慮しながら、性に関する学習支援が不可欠と考えられるが、ホームでは日常生活のやりとりのなか

で性や避妊に関する話がされていた。なかには、外部の講師を招いて指導を行うとともに、職員が性教育に関して検討しているホームもみられたが、性的な問題行動に対する指導についてスーパーバイズしてくれる人がいないということが課題として挙げられた。

表6 対人面における困難への支援

タイトル	回答内容	施設数
本人の特性に合わせた指導	言い回しを変えるなどして本人に伝える	2
	図や文字で書いて説明する	1
	言葉の分析をしながら、どのような意味でその言葉を言ったのか伝える	1
	彼らの興味関心を利用してかかわりのきっかけにしている	1
具体的に示す	その場で具体的に指導・説明する	7
	遠まわしだと通じないので具体的な指摘や、言い換え方を伝える	7
	「嫌い」ではなく「苦手」と思えるように話をしている	1
	本人とのルールを決める	1
	普段から職員も丁寧語で話すようにすることで、職場でも丁寧語を本人が口から出るようにしている	1
不安・不満感の軽減	とにかく話をする、聞く	12
	まずはそのままでもいいんだよということを伝える(自己肯定感)	2
	その子自身を否定しないように気を付ける	2
	人の役に立つ場面や出番を作っあげる	1
	本人の過去の状況を読み取りながら対応していた	1
	わからない時はとにかく職員に聞くように言っている	1
集団とのかかわり	周りの子に対して、本人と適度な距離をとれるように話をする	4
	周りの子がうまくフォローしている	3
	子供同士が関わられるように仲介する	2
	握手以外の接触は禁止している	1
関係機関との共同	発達障害者支援センターに繋げて支援を行った	2
	アセスメントシートの工夫(本人も自分の状況を把握できるような書式の工夫等)	1
	学校と連携を取りながら友人関係をフォローしている	1
適度な距離	時を見て落ち着いた時に話をする	4
	危ないと思ったときは職員が適度に距離を取っていた	2
異性関係への支援		
継続的な指導	日常的に本人にも性の話をする	16
	日常の中で寮生同士で性の話について話し合いをさせる	2
	普段目につく場所に性に関する張り紙をして、お互いの身体のことを知れるように工夫している	1
背景要因へのかかわり	とくに性の話はしないが、相手を大切にすることについて話をしている	4
	女性としての話をしている	4
	大事にされているという経験をさせる	2
具体的に示す	資料や映像などを使って具体的に話す	4
	避妊などについて男子に話をした	2
	問題が起きてから話をする	2
	相手の気持ちも踏まえて本人によくない行動であることを伝えた	1
	具体的な対応方法を伝える	1
関係者・関係機関との共同	外部の人に来てもらって話をしてもらおう	4
	相手の人を呼んで話をする	3

(3)就労に関する困難と支援

自立援助ホームでは就労することが条件となるが、就労に関しては、これまでの家庭環境や不適切な対応による二次的症狀による精神的不安定さや、日常生活が安定しないことで仕事を探す段階まで到達できていないことが課題として挙げられた(表7)。

仕事を探す段階では、「新しいこと・環境の変化への不安」「認知・知識・理解」「学力の影響」「失敗体験」が挙げられ、学習経験の不足や知的にボーダーであることから「話し言葉と書き言葉がごちゃごちゃになってしまって履歴書が書けない」ことや何度も面接に落ちるなど、職に就く段階までに様々な困難が見られた。障害者雇用枠で探す場合には本人の障害受容との関係などが大きな壁となる。また、障害の有無にかかわらず、最終学歴が中卒である場合や年齢の低さが、ハローワークを活用しても職を見つけることが難しいという現状に結びついていることが挙げられた。

就職先の職場においては、対人面に関する困難は「認知・理解力」「適切な対応方法の未習得」「仕事仲間としての距離感」「自己の正当化、防衛」「自己流の方法へのこだわり」「パニック」「職場の不適切な対応」が挙げられた。ミスをして謝ることができないことや同僚との関係が築きにくいといった対人面での困難やトラブルは職場においても大きく影響し、早期的な離職へと繋がっている。

作業面では「認知・理解力」「集中力・体力」「不器用さ」「急な変化への対応」「責任を持つことへの不安・抵抗感」「その場の欲求で動く」「適切な方法の未習得」が挙げられた。作業内容が分からないときや指示を聞き取れなかった時に、分かったふりをしてしまうことでその後のトラブルに繋がるケースも回答された。ミスを指摘されてもその意味が理解できないだけでなく、自己の防衛から正当化してしまうことも回答された。その他、これまで否定されることや叱責される経験や環境に長くいたことで、責任ある仕事をまかされることに慣れていない・不安が強く、そのような状況になると逃げ出してしまう・無断欠勤等、責任を持つことへの抵抗感や恐怖感が特徴として挙げられた。「うまく型にはまると、すごく真面目に取り組んで評価されている」こともある。しかし、必要以上にプレッシャーを感じたり、気を張ることで余計に疲れてしまうことも回答された。

遅刻が多いことについて、「その場の欲求」に関係するとの回答もあったが、睡眠やそのほかの身体的な困難による影響も考えられる。

就労の幅が広がることに向けた高校進学や高校卒業程度認定資格などの各種資格では、周りの寮生の姿がモデルとなって意欲がわくことがある。各種資格取得や障害者手帳の取得を積極的に勧めていない理由としては、就労との両立の難しさや運転免許取得費用の自己負担、「障害者手帳は本人への説明と了承を得ることが難しいので取得へと進まない」ことや「障害者雇用枠というのをあまり考えていない」等が回答された。

表7 就労における困難

タイトル	回答内容	施設数
就労以前の状態	職を探すという段階にいない、働けない	4
	「自分は一般の仕事や人間関係はできない」と思い込んで仕事に	2

	行けない	
新しいこと・ 環境の変化へ の不安	働くということへの意識や意欲が無い	7
	仕事が決まりそうになっても最後のところで行けない	1
	自分の行動パターンでしか動けない、アドバイスを聞き入れない	1
認知・知識・ 理解	不適切な格好で面接に行こうとする	5
	自分の能力(出来ること・出来ないこと)が分からない、自信を持ちすぎていて、職探しの段階で条件の高いところでないと納得しない	4
	自分で職を選べない、探しにいけない	2
学力の影響	履歴書が書けない	16
	求人誌の見方がわからない	3
	文字がたくさん書いてあると読もうとしなくなる	1
	見本の文章や文字をとにかく写している状態	1
	職場までの道のりが覚えられない	1
失敗体験	面接がうまくいかず、なかなか仕事が決まらない	2
対人面		
認知・理解力	何故自分が怒られているのかを理解できない	5
	注意に対して逆恨みする	1
	指示に対して理解できていないのにとりあえず返事をしてしまいその後トラブルにつながる	1
適切な対応方 法の未習得	上司に対する話し方が不適切	9
	挨拶が出来ない	6
	流されやすく、職場の人に言われるまま行動してしまう	1
仕事仲間とし ての距離感	同僚とうまく関係が築けない	12
	距離感がわからない。一度会えば「親友」になりそのように態度をとってしまう	3
	一人でも嫌な人がいると仕事全体が嫌になってしまう	1
自己の正当 化、防衛	ミスをして謝ることが出来ない	19
	すぐにカットになってしまう	8
	自分の能力を過信していて、相手が悪いとなってしまう、開き直る	4
自己流の方法 へのこだわり	上司の指導を聞けない	3
	同僚のアドバイスに対して「自分のやり方があるから」と拒否的	1
パニック	注意されるとどうしていいのかわからなくなって何も言えなくなってしまう	3
	イライラや不満を自分の中に溜めてしまい自傷へと繋がる	1
職場の不適切 な対応	対人面に比べ作業面が悪く職場がそのギャップについていけずに辞めさせられてしまう	2
	上司から理不尽な扱いを受けやすい(勤務時間を極端に減らされる等)	1
作業面		
環境	感覚過敏があり、職場の環境に耐えられない	1
認知・理解力	作業内容が理解できない	12
	シフトの把握ができない	2
	オーダーやお客さんへの説明ができない	1
	「遅刻は悪だ」と教えられてきたことで、遅れていくことができず結果的に休む	1
集中力・体力	作業に集中できず、すぐに休憩してしまう。	8
	能力は高く、繰り返しの作業ができない、飽きてしまう	1
不器用さ	与えられた仕事を最後まで終えることが出来ない	8
	同時にいくつもの作業が出来ない	6
	機械をすばやく使いこなせない	4
急な変化への 対応	急なシフトの変更などに対応できない	7

責任を持つことへの不安・抵抗感	責任のある仕事を任されると嫌になって辞めてしまう	4
	必要以上に頑張っていて疲れてしまい、続かない	4
	夜、不安で寝られず朝起ききれなくて職場にいけない	1
その場の欲求で動く	無断で欠勤する	15
	すぐに辞めてしまう、衝動的に辞めてしまう	9
	職場の物やお金を盗んで逃げるようにして辞める	4
	遅刻が多い	2
	お金が入るとすぐにいなくなってしまう	1
適切な方法の未取得	職場に何も言わずに辞めてしまう	2
	注意されると、すぐに辞めてしまう	1

様々な条件から、ハローワークでも職を見つけることは難しい。就労に関する支援では、「就労への意識付け」「関係機関の就労支援事業活用」「具体的に示す」「本人の不安感を軽減」「段階的就労」「経験による気付き」「不満・不安感の軽減」「職場の理解・支援」「就職の幅を広げる」が挙げられた(表8)。

しかし退所後に改めて仕事を探す段階でハローワークが活用しやすくすることを目的として、「入所中に一度はハローワークに行く」ということがほとんどのホームで行われていた。また、履歴書を一緒に書く、面接練習、面接への同行等で本人の不安感を軽減させるほか、本人の了解を得た上で職員が直接職場に足を運び、職場とホームで連携をとるなどの支援が行われていた。

将来を見通して、高校(定時制、通信制)への進学や高卒認定資格の取得を勧めているホームは増えてきている。職業訓練校や職業支援センターの活用も行われている。本人の適性なども考慮したうえで、障害者雇用枠や職業訓練校の活用を目的に、障害者手帳の取得を勧めているホームもあるが、本人や家族の拒否も多くまだまだ十分に活用されているとは言えない。

表8 就労に関する支援

タイトル	回答内容	施設数
就労への意識付け	意識付けとしてハローワークに行かせている	5
	本人に合いそうな職場を紹介する	4
関係機関の就労支援事業活用	ハローワークの職業訓練や関係機関の就労支援を活用する	3
	県やキャリアカウンセラーの支援を受けて、履歴書の書き方指導等も含めた支援をしてもらっている	2
	就労支援事業の派遣会社と連携を図りながら仕事を探している	1
	サポートステーションを勧めた	1
	学校とハローワークを連携を図っている	1
具体的に示す	履歴書等の書き方を教える	18
	一緒に求人誌を見るようにしている	4
	字をうまく書けない子にはパソコンを使って履歴書を書かせている	1
本人の不安感を軽減	ハローワーク等への同行支援	21
	面接練習	12
	職員が職場までついていく、道を覚えるまで同行する	4
	面接に同行する	4
段階的就労	お試しの期間を設けて、職場に慣れていけるようにしてもらっている	1
	まずはアルバイトから経験させていく	1
経験による気	内容によってはそのままやらせて「失敗する」体験をさせる	7

付き	本人に相手(上司など)役をやらせる等のやり取りをしながら、自分がどのような状況なのか、どう見られているのかを考えさせる	1
不満・不安感の軽減	とにかく本人の仕事に関する愚痴を聞くようにしている	7
	職員が具体的に話をする	4
	職場からの連絡を受けて本人にもその内容を伝えている	1
職場の理解・支援	職場に挨拶に行き連携を図るようにしている	20
	ホームのツテなどを使いながらある程度本人への理解があるところへ行かせる	6
	本人の状況に合わせた対応方法を職場に具体的に伝えて対応してもらう	3
	職員が就職先・協力先を開拓している	1
就職の幅を広げる	運転免許取得を勧めている	24
	高卒認定や高校への通学を勧めている	19
	障害者手帳の取得を勧めている	15
	本人が希望すればフォローする(通学、各種資格取得)	7
	就労に関する資格取得を支援する	6
	本人が行き詰まりを感じてから手帳の取得へと勧める	1

(4)退所に向けた支援

自立援助ホームの入所者は平均して1年～2年で退所をしていくが、退所に向けて、「環境の変化による混乱を軽減」「具体的な対応方法」「関係機関の支援」「周囲の理解、支援の促進」が行われていた(表9)。

具体的には、本来であれば一人で任せる部分も本人の状況に応じて丁寧に一緒に行うなどの対応や、ステップハウスなどを活用することで、段階的に自活練習が出来るような工夫も見られた。職場の関係やアフターケアをより充実できるように、ホームの近くに住むことが多い。同法人内の知的障害施設で一人暮らしの練習をすることもあるようだ。

そのほか、周囲の環境(地域・職場)の調整を行うことや、医療機関などの専門機関等と繋がりを作ることで継続的な支援が行えるような取り組みが行われている。しかし、年齢的に児童相談所からの支援がきれてしまう、場合によっては家庭に戻る、あるいは家族の支援をうけるものの必ずしもホームと家族が繋がっているわけではない現状も挙げられた。そのため、何かあった場合にホームに連絡をするようなやりとりが行われている。

表9 退所に向けた支援

タイトル	回答内容	施設数
環境の変化による混乱を軽減	スモールステップによる退所・自立訓練、ステップハウスの活用	12
	具体的な内容を丁寧に説明する	2
	ホームにいる間に、今後予想される失敗を話したり、経験させるようにしている	2
	普通だったら本人に任せる部分も、丁寧に細かく対応している	1
具体的な対応方法	金銭管理を教える	11
	何かあったらまずはホームに連絡をするように伝える	8
	予想されるトラブル時の対処方法について伝える	7
	異性との交際に関する話をする	7
	引越等し等の手続きや作業を職員と一緒にやりながら教えていく	4
	調理の練習を職員と一緒にやる	2

関係機関の支援	関係機関とつなげておく(医療・福祉)	14
	退所後頼れる機関の紹介	9
	障害者年金制度の利用を申請する	1
周囲の理解、支援の促進	保護者や関係機関等と話をして環境調整をする。	10
	本人や保護者に対する障害告知や障害受容を促す	2
	一緒に暮らす相手に話をする	1

(5)退所後の困難と支援

退所後は、「金銭に関するトラブル」「就労の継続困難」「居場所の不安定さ」「頼る先」での困難が挙げられた。具体的には、職場でのトラブルからすぐに辞めてしまうことで家賃や携帯料金が払えなくなるなどの金銭的な問題が多く起こっている(表10)。また、家庭に戻らなくとも保護者との金銭トラブルが回答された。その他、特に対人面でのトラブルが挙げられ、職場や地域での居場所が作れずに、不良グループなどに居場所をもとめることで非行や少年院入所へと繋がることも可能性として考えられる。

自立援助ホームのほとんどがアフターケアを重視しており、退所後のケアでは「継続的なつながり」「本人の不安を軽減」「周囲の支援体制の調整」が行われていた(表11)。具体的には、定期的に連絡を取ることや何かあったときに連絡をもらうことで職員がその都度対応している。「アフターケアブックの作成を進めている」という回答も挙げられた。

退所後のケアは、向こうから連絡がこないと動けないのが現状であり、問題を起こしたことでの退所など、円満退所ではない場合繋がりにくいことが課題とされた。また、診断や手帳を持っていない場合に繋がる機関が無く、支援のネットワークが不十分であるともいえ、ホームだけで抱え込まぬように各関係機関に早い段階で繋ぎ、継続的な支援体制を構築する必要性が明らかとなった。

表10 退所後の困難

タイトル	回答内容	施設数
金銭に関するトラブル	家賃滞納	8
	保護者が本人にお金をせびりにくる	5
	携帯電話のトラブル、携帯料金の未納	4
	他人にお金をかしてしまう	2
	有料サイトなどでお金を使ってしまう	1
就労の継続困難	すぐに仕事をやめてしまう、仕事にいかない	3
	職場の対人関係で被害にあう	2
	声をかけてくれる人がいないので朝起きられず仕事をクビになってしまう	1
	窃盗などをしてしまう	1
	自炊や自己管理ができず崩れてしまい、生活保護を受ける	1
居場所の不安定さ	精神的な不安定さから自傷行為などがある	2
	感情が読み取れないことで、旦那や義理家族とうまくいかない	1
	一人暮らしの住まいがたまり場となってしまう苦情がくる	1
	親切心からとった本人の行動が異性トラブルに繋がった	1
	人間関係がうまくいかず色々と続かない	1
	ゴミ屋敷になる	1
家庭関係がうまくいかない	1	
頼る先	退所時にホームに対して滞納などがあるため、距離をとりたがる・切羽詰まらないと連絡をしてこない	1

	各手続の方法がわからずそのままにして問題が大きくなってしま う	1
--	------------------------------------	---

表11 退所後の支援

タイトル	回答内容	施設数
継続的なつな がり	定期的に連絡を取る	19
	場合に応じて会いに行く	16
	ホームに呼ぶ	10
	OB/OG会を開催する	2
本人の不安を 軽減	本人の依頼に応じてお金を預かる	4
	契約の更新や通院に同行する	3
	電話相談にのる	2
	投薬管理をする	2
	関係機関への送迎や同行している	1
周囲の支援体 制の調整	関係機関と連絡を取る(仕事紹介、医療、など)	11
	保護者からの相談に乗る	4
	アフターケア担当の職員を配置して対応している	2
	保護者と協力しながら金銭管理をサポートする	1
課題		
支援の不十分 さ	途中で勝手に出て行ってしまったので連絡先や状況を把握でき ていない	3
	そこまで手が回らない	1
支援が途切れ てしまう	より以前に退所した子への支援の手が届かない	1

(6)関係機関との連携

入所にあたり、児童相談所を経由する場合がほとんどであるが、彼らの多くは自立援助ホーム入所前には児童養護施設や児童自立支援施設での生活を送っている割合は高い。特に発達障害等を有しており、丁寧で細かな配慮を必要とする場合は自立援助ホーム以前の入所施設からの引き継ぎは重要である。今回の調査からは、「ホーム入所以前の施設からの十分な情報が送られてきていない」という回答も挙げられた。また、特に矯正教育施設においては、自立援助ホームに入所後はほぼ関わりがないが、実際には矯正教育施設や保護司との連携を必要とする場合も可能性として考えられ、今後検討が必要である。その他弁護士や生活保護課、就職先との連携が見られた。

いくつかの自立援助ホームでは、自立援助ホーム入所中に、本人の必要とする支援にかかわる関係機関でケースカンファレンスや支援計画の作成が行われている。アセスメントシートでは、関係機関に限らず本人とも内容を共有することで本人が自分の現状や課題を理解することを促すとされた。

退所後、特に就職先と継続的に繋がっていることが回答されたが、一方で児童相談所などの機関とは年齢・制度的な問題でかかわりが途切れてしまうことも課題として挙げられた。

(7)今後必要な支援

発達障害等を有する彼らが自立していくためには、自立援助ホームに入所する前の家庭環境や施設での不適応状況、それらに対する支援・指導の内容を十分に引き継ぎ、

彼らの行動の背景(特性、二次的症狀)をふまえて支援を行う必要があるといえる。調査からは今後の課題として、「自立援助ホーム入所前段階」「退所者との継続的な繋がり」「障害の受容・理解促進」「具体的な学びや資格取得」「職員体制」「より充実した支援を受けるために」「サポートネットワークの構築」「障害・障害名に捉われない」ことに関する支援が必要とされた(表12)。特に、高校への通学を保障すること以前に未診断や障害の受容ができていない青年へ丁寧に関わりながら自己受容を促していくことが重要であると回答された。現在自立援助ホームでは20歳までが対象となっており、20歳以上の継続的な支援が求められている。

その他、より充実した支援を受けるための専門職配置について、今回の調査では27ホームで専門職員の配置がされておらず、特に心理士の配置が求められた。また、障害者手帳を取得することや、ホームを出た後のことを想定した、地域や職場を含めたサポートネットワークを構築していくことの必要性が挙げられた。

表12 今後必要な支援

タイトル	回答内容	施設数
自立援助ホーム入所前段階	ホーム入所前の受診・診断が重要	3
	ある程度の年齢や性格やプライドを持った状態を変えていく・改善していくことは困難であり、早い段階での介入が必要	2
	早期の介入としてのファミリーホーム設置	1
	児童養護施設の措置延長が必要	1
	入所前に動機付けを行っておくべき	1
退所者との継続的な繋がり	20歳以上の相談機関、支援の充実	4
	自分と向き合ってくれる大人を見つけることが大事	4
	向こうからSOSを出してくれる関係性の構築	3
	手助けしてくれる人がホームにいるということを知ってもらいたい	1
	心理士などの継続的支援が必要	1
障害の受容・理解促進	退所者の次の世代も含めた支援	1
	職員の、発達障害への理解	6
	職場の開拓・理解促進	5
	生き辛さが障害のためと分からないことで諸問題になることがある。本人が傷つかず障害を受容していく方法が必要	2
	精神面のケア	1
	未診断や障害への受容ができていない子への丁寧なケアが必要	1
具体的な学びや資格取得	職員間で意識や認識を共通させて行う必要がある	1
	PCスキルの獲得	1
	高校への通学や各種資格の取得	1
	性的な問題に対する指導や支援を行うべき	1
職員体制	とにかく繰り返し教えていくしかない	1
	心理職員の配置	4
	アフターケアの支援を充実させていくべき	4
	職員の加配	3
より充実した支援を受けるために	職員の人材育成	1
	就労のことを考え、明らかにボーダーや手帳が取得できる場合には早期の手帳取得を進めていきたい	1
サポートネットワークの構築	障害者年金や公的な補助が理解も含めてもっとあると良い	1
	本人を支える地域の担当課、支援センター、医療機関などと連携しながらサポートネットワークを形成する	8
	事前の情報をもっと十分に引き継ぐ必要がある	2
	手帳の取得を伝えるための第三者としての心理士など	1

	関係機関を含めての支援計画の作成	1
	ホーム内で問題があった時に使えるクールダウン場(施設外含めて)	1
	日常生活の立て直しからきちんとできる、発達障害などの子どもがいける施設の開設	1
	職業訓練やジョブコーチによる援助が必要	1
障害・障害名に捉われない	生活保護や障害者手帳に頼るのではなく、自分の力でなんとかするという経験をさせていきたい	2
	いわゆる支援制度に乗っかれない子の支援を考えていかなければならない	2
	過度に障害名に捕われたり、薬に頼り過ぎないようにすることも大切	1
	思春期をどう乗り切れるか	1

4. 考察

今回の調査では、大島（2009）や杉山（2011）の報告にもあるように、発達障害に加えホーム入所までの環境(虐待、貧困等)や不適切な対応の結果、二次的な障害や症状からくる困難・トラブルの現状が明らかとなった。

彼らは基本的な生活スキルは獲得しているものの、2011年に行った児童自立支援施設への調査結果である「児童自立支援施設の決められた枠があることで比較的落ち着いた生活を行っている」（高橋・内藤・田部：2012）ことに比べ、自立援助ホームでは具体的な枠が決められていないことで自立に向けた生活習慣の獲得や自発的な行動が行えていない青年の存在が明らかとなった。また、二次障害的症狀として精神的不安定さを抱えていることから、安定した生活習慣が築けず、ホーム入所条件である「就労していること」の前の段階にいる青年の存在が確認された。

感覚統合処理に関する、いわゆる感覚の過敏や鈍麻については、単に障害特性というよりはこれまでの家庭環境や虐待などの体験により音等に過敏であることがいくつかのホームでは予測として回答された。全国自立援助ホーム協議会が2009年度に行った実態調査では苦慮した出来事としては自傷行為への対応が15施設と最も多く、次いでトラウマやフラッシュバックなどへの対応、ホーム内での窃盗行為への対応が挙げられ、今回の調査でも、複数のホームから自傷行為やフラッシュバックへの対応が回答された。

ほかに、その場の欲求で動いてしまうことや金銭管理の苦手さが挙げられた。そうした困難の対応として、退所後の生活に必要な金額等を具体的に提示することで先の見通しを立てやすくし、なおかつ金銭管理を職員と共に行うことなどが挙げられた。自立援助ホーム退所後のトラブルを防止し、自立した生活を送るためにも、入所中からの金銭管理に関する支援を充実させる必要がある。

また、宮川(2012)が指摘する「重ね着症候群」のように、根底にある発達障害に気づかれないで、二次障害的症狀に捉われ早期支援がなされないまま青年期を迎えている可能性は高い。彼らの生活背景を十分に考慮し、丁寧な聞き取りや支援計画の作成、対応が必要である。その際、本人のアセスメントについて、図式などを用いた内容にすることで関係機関との共通認識が図りやすくなるだけでなく、本人とも共有することで本人自身の振り返りや見通しが持ちやすくなると考えられる。

岡田（2008）は、非行少年と関わる中で愛着と信頼の構築が大きな変化をもたらすことを報告し、その為には「恒常性」のある関わりと本人に選ばせて責任を取る経験をさせる「主体性」が必要であると述べている。自立援助ホームはまさに、短期間ではありながらも、職員と毎日の寝食を共にしながら恒常的に関わり、また就労などの実社会への参加をめざす中で細かな多くの主体的な選択を尊重している。そして、職員との関わりだけでなく、他の入所者との集団での関わりを通して彼らは自分自身のことを知り、自信や生きていく力をつけていく。個々のニーズに応じた個別支援も必要であるが、今後は少人数集団での関わり機会を重視していくことも重要であるといえる。

また、職員の実感として「普通の愛着構築ができていないことでなにげなく身につくものが身に付かなかつたり、それをホーム入所の年齢になってから何か教えていく、変えていくのはすごく難しい」という回答も挙げられており、そのため、自立援助ホームに入所する前の家庭や地域、学校現場での介入・支援が必要といえる。

対人関係に関する困難では、特に異性関係については衝動的に行動してしまうという回答のほか、女子の援助交際の問題も回答された。性的問題は発達障害の有無に関わらず自立援助ホームの問題行動のなかで暴力と同様に注目されているが、PDD群の4割が性非行を行っていた結果（熊上：2006）を考えると、性や異性との関わり方についてより具体的な指導を行っていく必要があるといえる。また、長谷川（2008）は自立援助ホーム入所者の問題行動としては特に性問題と暴力が問題とされているとし、それらの問題行動に対しては事実確認やルールの確認、医療や司法との連携が図られていると報告していた。この点について今回の調査でも全体の問題行動と同様の内容が挙げられたが、全般的に多い問題ということで、その背景や特性を見逃されてしまうことも考えられるが、発達障害を有する場合は特にその背景や特性との関係も丁寧に見ていくことを注意しなければならない。

就労は自立援助ホーム入所条件の一つであるが、今回の調査からは仕事に就くまでの困難さや仕事の定着率の低さが挙げられ、具体的なトラブルとしては職場の人間関係がうまく築けないことや、長谷川（2008）の調査結果と同様に、「作業内容を理解できない」「日によって変わる内容に対処できない」こと等が回答された。就労がうまくいかなかった原因の一つに、企業や上司、同僚が、本人の発達障害を理解できていなかったという問題も考えうる。さらに橋本（2009）は、職場の雰囲気や悪さや障害の無理解から不適応となったこと等を報告している。

2005年の発達障害者支援法以降、障害者の就労支援において発達障害者が含まれるようになった。すなわちハローワークや地域障害者職業センター等においても発達障害者の就労支援が始まったが、長谷川（2008）の指摘のように、支援が進展しているとは言い難い。これらについては今後、ハローワークと職場と連携を図り、場合によっては障害者雇用での就労も視野に入れながら本人に合った方法での就労や作業方法の工夫、職場の理解を促す必要がある。また、就労するにあたり、最終学歴が中学校卒であることも大きな壁となっていた。就労と高校通学の両立は大変ではあるが、今後は特別支援学校や、定時制・通信制高校への通学をより手厚くサポートしていくこ

とも重要である。

また、精神障害者保健福祉手帳を取得していなくとも、診断書などで発達障害者としての支援が受けられるようになってきた。具体的には、三か月間限定のトライアル雇用の対象となり、その間地域障害者支援センターの職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援が受けられるため、これらの活用の検討が今後必要である。そして、教育現場においては、学校卒業後の職業自立に必要なスキルを学校時代に身につけることができている(橋本：2009)とされ、職業・就労等について学校教育段階で学ぶ機会を設けることが有効と考えられる。

今回の調査では、矯正教育施設からの引き取りに課題が見られたが、今後は制度の狭間にいる子どもたち・発達障害の子どもたちの行き場として自立援助ホームの必要性(長谷川：2008)がより高まると考えられ、発達障害のある青年が各施設や家庭から社会に出て行くステップとして自立援助ホームのような共同生活の場をより充実させ、入所(入り口)の段階で、矯正教育施設退所者や非行性のある子の引き受け拒否の問題改善を検討する必要がある。また、彼らの自立援助ホーム入所以前の環境から起こる二次的的症状について、トラウマ処理の技法が有効であるという杉山(2011)の指摘をふまえると、今後自立援助ホームにおいても心理士の配置や医療機関との連携を図りながら支援を行うことも検討すべき課題といえる。

自立援助ホームの退所に関しては、「自活できる見通しが付いたから退所した」者が全体の30.2%に過ぎないという高橋(2012)の報告や、自立援助ホーム退所者のほとんどが家庭からの協力を得られない状況にあること、そして23歳以上の支援も23.7%行われていたという全国自立援助ホーム協議会の報告がある。こうした現状や、発達障害を有する彼らは社会的自立に時間がかかりやすいことを考慮し、長期的な視点で生涯にわたる支援のあり方の検討が求められている。そのためには、2009年の実態調査や今回の調査結果にも挙げられたように「ホーム職員が発達障害等に対する専門性を高める」(全国自立援助ホーム協議会調査研究委員会：2011)ことも必要になるが、発達障害等に関する支援の枠に入れられない境界域の子どもも含め、自立援助ホームだけで支援を行わずに、関係機関(医療、地域、ハローワーク、発達障害者支援センター、障害者職業センター等)につなげて支援システムをきちんとつくることで、生涯にわたり継続的かつ適切な支援を行う必要がある。

5. おわりに

本研究では、自立援助ホーム職員への調査を通して、自立援助ホームにおける発達障害を有する少年の困難と支援に関する実態を明らかにした。

調査からは、発達障害に加えホーム入所までの環境(虐待、貧困等)や不適切な対応の結果、二次的な障害や症状からくる困難・トラブルの現状が明らかとなった。

また、彼らが自立をしていく上で大きな鍵となる就労においては、仕事に就くまでの困難さや仕事の定着率の低さが挙げられ、具体的なトラブルとしては職場の人間関係がうまく築けないことが明らかとなり、今後は職場の理解啓発も含めた支援が必要

である。

彼らは1年～2年間の期間を経て退所をしていくが、退所後の生活では特に対人関係での困難が影響した、職場への定着率の低さや、それにもなう金銭トラブルが回答された。近年では自立援助ホームの設置数が急増してきているが、彼らの支援は自立援助ホームだけで担うのではなく、各専門機関と連携するなど横の繋がりを深めて支援体制を構築することが今後の課題といえる。

文 献

藤川洋子（2009）発達障害と少年非行、『障害者問題研究』37(1)、pp.39-45。

後藤信之・若狭広直・及川聡子・高橋功（2011）非行少年のコミュニケーション能力や自己表現力を身に付けさせるための働き掛けについて、『日本特殊教育学会第49回弘前大会発表論文集』、p.101。

淵上康幸（2010）非行と発達障害の関係―実践研究を通じて―、『発達障害と司法―非行少年の処遇を中心に―』。

法務総合研究所（2011）『犯罪白書平成23年版』。

石飛勝（2011）児童自立支援施設におけるアフターケアの現状と課題～アフターケアの取り組みに関するアンケート調査から～、『非行問題』217、pp.256-260

石山貴章（2007）自立援助ホームで生活する知的障害児の行動背景―場面「語り」およびフィールドワークから得られた心的要因―、『埼玉純真女子短期大学研究紀要』、第23号、pp.9-30。

梶原洋生（2009）虞犯少年における発達障害の課題と処遇、『臨床福祉ジャーナル』第6巻1号、pp.15-19。

金田真宏（2009）児童自立支援施設に今後求められる学校教育とは―入所児童の特性と特別支援教育の現状から―、『非行問題』215、pp.120-133。

金子陽子（2006）非行・犯罪と気になる行動―他機関・他職種との連携―法務関係、『特別支援教育研究』592。

川俣智路ほか（2009）発達障害・被虐待体験・非行の問題を施設職員はどのように語るのか、『北海道児童青年精神保健学会会誌』第23号、pp.41-52

北洋輔・田中真理・菊池武剋（2008）発達障害児の非行行動にかかわる要因の研究動向―広汎性発達障害児と注意欠陥多動性障害児を中心に―、『特殊教育学研究』46(3)、pp.163-174。

小林英義（2009）司法と福祉の連携―日本司法福祉学会での過去8年間の取り組みから、『児童自立支援施設これまでとこれから』生活書院、pp.102-138

厚生労働省（2006）「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書。

厚生労働省（2009）児童養護施設入所児童等調査結果。

熊上崇（2006）広汎性発達障害を持つ非行事例の特徴、『精神神経学雑誌』108（4）。

野澤和弘（2010）障害特性の理解と適正な処遇を―触法発達障害者をめぐる報道と厳罰化に対して、『部落解放』636。

埋橋文枝（2010）児童自立支援施設における年長児支援の取り組みについて、『非行問題』216、

pp.68-89。

水原祥吾（2010）岡山少年院視察調査の報告、『Niben frontier』2010年11月号。

内藤千尋・田部絢子・横谷祐輔・高橋智（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設併設の分校・分教室の教師調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』63。

名執雅子（2012）更生保護との協同に向けた少年矯正の取組、『更生保護』第63巻2号、pp.29-33

西村朋子（2008）知的障害・発達障害を持つ少年院在院者の環境調整について、『更生保護と犯罪予防』41(1)。

小栗正幸（2010）非行と発達障害の関係—事例研究を通じて—、『発達障害と司法—非行少年の処遇を中心に』。

小栗正幸（2010）少年鑑別所・少年院での処遇、『発達障害と司法—非行少年の処遇を中心に—』。

坂口 武弘（2011）発達障害児童への社会的自立に向けた支援—教訓と新しい取り組み—、『非行問題』217、pp.91-98。

品川裕香（2007）『輝き Max！ 全ての子どもが伸びる特別支援教育』金子書房。

総務省（2007）平成19年少年の非行対策に関する政策評価関係資料編。

高橋一正（2012）自立援助ホームが大事にしていること、『更生保護』、第63巻第2号、pp.20-24。

高橋一正（2008）児童自立支援施設の現状と課題、『こころの科学』137、pp.36-42。

高橋智・生方歩未・田部絢子（2009）発達障害の学校不適應の実態と支援—発達障害の本人調査から—、『月刊生徒指導』39（8）、学事出版。

高橋智・内藤千尋・田部絢子（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設職員調査から—、『SNE ジャーナル』18巻1号、日本特別ニーズ教育学会。

田中誠・石山貴章・矢野川祥典・宇川浩之（2006）自立援助ホームと養護学校との連携支援—高知岡田ホームの実践を通して—、『日本特殊教育学会第44回群馬大会発表論文集』。

田中徹（2007）発達障害等精神的問題を有する少年に対する処遇--運用の実情と課題、『犯罪と非行』(153), 62-82

徳島県立徳島学院指導課・鳴門市大麻中学校広塚分校（2008）学校教育導入後の児童自立支援施設「学校と施設の連携」その現状と課題、『非行問題』214、pp.109-121。

鳥塚通弘・森川将行・林竜也・太田豊作・中川恵樹・長内清行（2005）司法事例化したアスペルガー症候群が疑われる1症例、『臨床精神医学』34(9)。

東京都福祉保健局（2005）『東京都の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状—子どもの健全育成と立ち直り支援の取組—』。

渡部淳（2006）発達障害の視点を取り入れた矯正教育—宇治少年院における処遇実践報告—、『更生保護』57(3)。

渡部淳（2006）発達障害の視点を取り入れた矯正教育の実践効果、『LD研究』15(1)。

横谷祐輔・田部絢子・内藤千尋・高橋智（2012）児童養護施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—児童養護施設の職員調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』63。

「自立援助ホームにおける発達障害等の特別な配慮を要する入所者の実態と支援に関する調査」質問項目

本調査では以下の質問項目を中心に、自立援助ホームにおける発達障害等特別な配慮を有する入所者の実態と支援に関してお話を伺いさせて頂きたいと考えております。各質問に対する具体的な選択肢を参考に、貴ホームに入所する発達障害等特別な配慮を有する入所者の具体的エピソードもお答えいただけますようお願い申し上げます。

【A. 貴施設の概要】

1. ご回答いただく方 ①ホーム長 ②その他(職名：)
2. ホーム名 () 所在地()
都・道・府・県
3. 貴施設の現在の入所者数 名(男子： 名、女子： 名)、定員
(名)
4. 専門職員の配置はなされていますか。
①カウンセラー・心理士(常勤・非常勤) ②看護師 ③いない ④その他()
5. 貴施設の職員は発達障害に関する知識・理解をお持ちですか。
①ほとんど全員持っている ②半数ぐらい持っている ③ほとんど持っていない
④わからない

【B. 発達障害等の特別な配慮を有する入所者の状況】

以下の設問には、主に発達障害と境界域など支援の必要な入所者を対象にお答えください。

6. 貴施設の2011年度入所者のなかで、発達障害の診断を受けている入所者はいましたか。 ①いる()人 ②いない ③わからない
⇒障害の判定・診断名がわかる場合、のべ人数をお答えください。

	ADHD	知的障害	LD	アスペルガー症候群	広汎性発達障害	その他
人数						

7. 発達障害の診断は無いが、発達障害の疑いがあるもしくは特別な配慮を有する入所者はいましたか。 ①いる()人 ②いない ③わからない
8. 6、7に該当する入所者の、自立援助ホーム入所以前の生活の場をお答えください。
①一般家庭()人 ②児童養護施設()人 ③児童自立支援施設()人 ④里親()人 ⑤少年鑑別所()人 ⑥少年院()人

9. 6、7に該当する入所者の、義務教育段階での学級をお答えください。

- ①通常学級 ②通級による指導 ③特別支援学級 ④特別支援学校

【C. 生活面における困難と支援状況】

10. 施設内での困難や対応に苦慮したこと、またそれらに対する支援はどのように行われていますか。

<生活習慣>

- ①こだわりからやるべき行動がとれない、切り替えられない ②支度に時間がかかる ③整理整頓ができない ④活動を順序立てて行うことが難しい ⑤朝起きてこない(睡眠のリズムが作れない) ⑥具体的な指示でないと動けない ⑦集団の中で皆と同じように動けない ⑧順番を待つことが出来ない ⑨不注意でなくし物をすることが多い ⑩洗濯物をきちんと干すことが出来ない ⑪特に目立った困難は無い ⑫その他

<金銭管理>

- ①後先考えずにすぐに使ってしまう ②人に頼まれて断れずに多額のお金を貸してしまう ③うまく使い分けられないので職員と一緒に用途ごとにお金を分ける練習をしている ④その他

<対人関係・暴言暴力でのトラブル>

- ①自己中心的、相手の気持ちが考えられない ②相手との適切な物理的距離が取れない ③相手の言動(言葉の意味)が理解できない ④含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受けとめてしまうことがある ⑤周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言ってしまう ⑥言葉で説明することが難しい ⑦ささいなことでカッとなってしまう ⑧過剰に被害的・差別的に受け取る ⑨情緒的な面での訴えが響かない ⑩わからない時に相手や職員に聞けない ⑪威圧的な態度やちょっかい等、不適切な方法で関係を持つとする ⑫特定の人に執着する ⑬集団のなかに入っていけない ⑭「誰が何を言った」という細かいポイントでトラブルになる ⑮他の入所者からのいじめやからかいの対象になりやすい ⑯些細なことでカッとなって手が出てしまう ⑰注意に対して暴言を吐く ⑱パニックになって暴れる ⑲自傷行為が頻繁にある ⑳万引きをしてしまう ㉑恐喝行為をしてしまう ㉒非行内容に対する反省の言葉や態度が見られない ㉓ここまでひどい暴言や暴力は無い

<異性とのトラブル>

- ①異性に対して衝動的に行動してしまう ②特定の人や物に執着して行動する ③自分を傷つけるような行為、行動や被害を受け入れてしまう

<その他>

- ①フラッシュバックによるメンタル的症状 ②無免許運転の対応 ③薬物依存 ④援助交際の問題

11. 過去の暴言暴力や非行内容について、何か特別な指導を行っておりますか。

- ①している() ②特にしていない

【D. 就労に関する困難と支援状況】

12. 就職先が決まるまでの困難としてどのようなことがありますか。

- ①求人雑誌の見方が分からない ②履歴書が書けない ③その他()

13. 就職先を見つける中で貴施設ではどのような支援を行っていますか。
- ①履歴書等の書き方を教える ②ハローワーク等への同行支援 ③面接練習 ④就労に関する資格取得を支援する
14. 就職先での入所者のトラブルはどのようなことがありますか。またそれらに対する支援はどのように行われておりますか。
- <対人関係でのトラブル>
- ①挨拶が出来ない ②上司に対する話し方が不適切 ③すぐにカットになってしまう
④ミスをして謝ることが出来ない ⑤同僚とすぐにトラブルを起こす
- <仕事内容におけるトラブル>
- ①作業内容が理解できない ②作業に集中できず、すぐに休憩してしまう。 ③与えられた仕事を最後まで終わることが出来ない ④同時にいくつもの作業が出来ない
⑤急なシフトの変更などに対応できない ⑥日によって変わる仕事に対処できない
⑦機械をすばやく使いこなせない ⑧無断で欠勤する
15. 就労に影響を与えることを理由として、貴ホームでは高卒認定資格の取得を本人に勧めておりますか。 ①すすめている ②特に勧めていない ③取得を反対している
16. 就労に影響を与えることを理由として、貴ホームでは自動車の運転免許の取得を本人に勧めておりますか。 ①すすめている ②特に勧めていない ③取得を反対している
17. 就労に影響を与えることを理由として、貴ホームでは障害者手帳の取得を本人に勧めておりますか。 ①すすめている ②特に勧めていない ③取得を反対している

【E. 退所後の困難とアフターケア】

18. 貴施設を退所するにあたり、退所後を想定した支援はどのようなことを行っていますか。
- ①スモールステップによる退所・自立訓練 ②金銭管理を教える ③トラブル時の対処方法について伝える ④異性との交際に関する話をする ⑤退所後頼れる機関の紹介 ⑥関係機関とつなげておく(医療・福祉) ⑦保護者や関係機関等と話をし環境調整をする。⑧本人や保護者に対する障害告知や障害受容を促す ⑨障害の有無によって特別なことはしていない ⑩その他
19. 退所後のアフターケアはどのようなことを行っておりますか。
- ①定期的に連絡を取る ②場合に応じて会いに行く ③施設に呼んで再度一緒に生活をし、きちんとやっていく振り返りをさせる。 ④関係機関と連絡を取る ⑤保護者からの相談に乗る ⑥そこまで手が回らない ⑦その他

【F. 関係機関や地域との連携】

20. 貴施設に入所前に対象児に関する情報提供や連携を行っていますか(複数回答可)
- ①児童養護施設 ②児童自立支援施設 ③児童相談所 ④矯正教育施設(少年鑑別所・少年院) ⑤発達障害者支援センター等の専門機関 ⑥医療機関
⇒具体的な内容 ()
21. 貴施設に入所中に対象児に関する情報提供や連携を行っていますか(複数回答可)
- ①児童養護施設 ②児童自立支援施設 ③児童相談所 ④矯正教育施設(少年鑑別所・少年院) ⑤発達障害者支援センター等の専門機関 ⑥医療機関 ⑦地域住民 ⑧

就職先

⇒具体的な内容 ()

22. 貴施設を退所後、対象児への支援も含めて関係機関との連携を行っていますか(複数回答可)

①児童養護施設 ②児童自立支援施設 ③児童相談所 ④矯正教育施設(少年鑑別所・少年院) ⑤発達障害者支援センター等の専門機関 ⑥医療機関 ⑦地域住民 ⑧就職先

⇒具体的な内容 ()

【G. 今後必要とされる支援】

23. 発達障害等を有する入所者が自立をしていく上で今後必要となる自立援助ホームの支援や課題はどのようなことがありますか

--

本調査へのご協力、まことにありがとうございました。
深く感謝申し上げます。